

# 入札説明書類

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式

令和4年8月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 . . . . . 1部

②仕様書 . . . . . 1部

③契約書(案) . . . . . 1部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 . . . . . 1部

⑤ご担当者連絡先 . . . . . 1部

④～⑤：期限(令和4年9月8日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 . . . . . 1部

⑦誓約書 . . . . . 2種

⑧保険料納付に係る申立書 . . . . . 1部

⑨適合証明書 . . . . . 1部

⑩アフターサービス・メンテナンス体制証明書 . 1部

⑥～⑩：期限(令和4年9月20日)までに提出すること。

⑪入札書 . . . . . 1部

⑪：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年9月28日)を厳守すること。

⑫入札書等記載要領 . . . . . 1部

⑬入札辞退届 . . . . . 1部

⑬：応札しない場合、令和4年9月28日までに提出すること。

⑭委任状 . . . . . 1部

⑮年間委任状 . . . . . 1部

⑭～⑮：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年9月29日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式」に係わる入札公告（令和4年8月5日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限 令和5年3月10日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17  
健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 実験室2（2F）

### (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA～Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、個人情報

報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

#### 4 入札説明会

以下により入札説明会(対面及びオンライン併用)を実施する。

なお、参加は任意ですが、オンラインでの参加を希望する者は(3)を参照のこと。

##### (1) 日時

令和4年8月22日(月) 10:30

##### (2) 実施場所

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 会議室(管理棟 3階)

##### (3) オンラインでの参加者

参加者は8月19日(金) 15:00までに以下のアドレスへ申し込みを行うこと。

この際、件名は、「【入札説明会参加】国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式」とすること。

申込先:総務部健康栄研会計課 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

#### 5 現地確認

確認を希望する者は事前に以下のアドレスへ申し込みを行うこと。

この際、件名は、「【現地確認参加】国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式」とすること。

なお、現地確認日は日程調整の上、決定する。(8月~9月に予定)

申込先:総務部健康栄研会計課 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

#### 6 提出書類等

##### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和4年9月8日(木) 17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部健康栄研会計課 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

##### (2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和4年9月20日(火) 17時00分までに下記7(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※) とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)

- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥仕様書6の適合証明書
- ⑦アフターサービス・メンテナンス体制証明書

(3) 入札書

提出期限は令和4年9月28日（水）17時00分（郵送の場合も同様）  
詳細は下記7を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和4年9月28日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和4年9月29日）に開札会場へ持参すること。

7 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8636  
東京都新宿区戸山1-23-1  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課  
電話03-3203-5721

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年9月29日開札 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年9月29日開札 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記7の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 8 開札及び落札後の手続き

### (1) 開札の日時及び場所

令和4年9月29日(木) 10時30分  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 会議室(管理棟3階)

### (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができる、契約担当役が認めた者。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

国立健康・栄養研究所移転に伴う

実験室2 配置機器購入設置一式

仕様書

令和4年8月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

## 1. 件名

国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2 配置機器購入設置一式

## 2. 目的

国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）移転に伴い、移転先において実験室2にて使用する機器を購入、設置することを目的とする。

## 3. 履行場所

健都イノベーションパークNKビル2F 実験室2  
（大阪府摂津市千里丘新町3-17）

## 4. 納入期限

令和5年3月10日

なお、納入時期は、実験室2で行われる室内工事終了後、移転時期（令和4年秋以降）を目途とする。

## 5. 調達機器の性能、機能等

- (1) 調達機器の性能及び機能等は、7 機器仕様に示すとおりである。
- (2) (1)の性能及び機能等は、全て必須の要求要件である。
- (3) 要求要件は、必須とする最低限の条件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

## 6. 調達機器の性能、機能等の確認

- (1) 以下の要求要件は、最低限の必須となる条件を示しており、競争参加資格書類確認の際に、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合は不合格となり、入札書を提出することが出来ない。  
この際、調達機器の性能等の適合証明書（別添）により要求要件を満たすものであるかを確認する。
- (2) 上記の提案に際しては、提案装置が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的にかつ分かりやすく、資料等を添付する等して提示すること。また、提案が仕様を満たしていることを提出資料のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明示すること。参照すべき箇所がカタログ、構成図、仕様書等である場合には、アンダーラインを付す、色分けする、余白に大きく矢印を付す等により、当該部分を分かりやすくしておくこと。
- (3) 提案する入札機器を構成する機器は原則として入札時点で製品化されており、カタログ掲載品であること。
- (4) 導入スケジュールは健栄研と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務に携わる者は、業務の過程で健栄研が提供した情報・資料（公知の情報を除く。以下同じ。）を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、必要な措置を講ずること。なお、本業務に携わる者以外の



第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上承認を得ること。

- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合または委細のない事項が生じた場合は、受託者は発注者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。ただし、軽微なものについては健栄研担当者の指示に従うこと。

## 7. 機器仕様

別紙のとおり

## 8. 付帯設備工事

- (1) 付帯設備の接続工事に先立ち、停電や断水、機器の使用不能等施設の業務に支障をきたすと思われる作業については、作業手順や方法、日程等について健栄研と十分に打合せを行い実施すること。また、1次側付帯設備について、機器設置位置の近傍に用意されていない場合は健栄研と別途協議すること。

### (2) 電気設備工事

- ・ 1次側手元開閉器やコンセントから必要な配線を行うこと。
- ・ 機器付属のプラグ等に変更の必要が生じた場合は変更すること。
- ・ 接続時は電気容量や電圧等の確認を行い、過不足の生じる場合は健栄研と協議すること。

## 9. 検査及び引渡し

- (1) 本仕様書に基づき、健栄研担当者の立会いの上、検査を受けるものとし、合格をもって引渡しを行う。

### (2) 提出書類

- |         |    |             |
|---------|----|-------------|
| ① 検査成績表 | 2部 | 当該検査完了後速やかに |
| ② 取扱説明書 | 2部 | 納入時         |

## 10. 保証事項

調達物品の保証期間は納入検査確認後1年間とし、通常の使用により保証期間中に生じた故障及び不具合についての原因調査、修理を無償で行うこと。

## 11. 問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部 健栄研会計課

黒木（くろき）、森屋（もりや）、峯（みね）

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1

厚生労働省戸山研究庁舎管理棟3階

E-Mail: eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

TEL: 03-3203-5721



番号	機器番号	品名	数量	構成内容	必要仕様	設置部屋
1	K6	LCシステム	1	<p>(1)分析/分取用高速液体クロマトグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムコントローラ 1台</li> <li>・送液ポンプ 2台</li> <li>・脱気ユニット 1台</li> <li>・オートサンブラ 1台</li> <li>・カラムオーブン 1台</li> <li>・検出器 (吸光度検出器) 1台</li> <li>・検出器 (電気伝導度検出器) 1台</li> <li>・フラクシオンコレクタ 1台</li> </ul> <p>(2)制御解析用ワークステーション</p>	<p>(1) 分析/分取用高速液体クロマトグラフ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. システムコントローラは最大8ユニット以上制御可能であること。</li> <li>2. 送液ポンプの送液方法は脈動を最小限におさえるために並列ダブルプランジャー方式であること。</li> <li>3. 流量の厳密制御が必要なため、流量設定範囲は0.0001~10.0000ml/minの範囲で設定できること。</li> <li>4. プランジャ容量は脈流を少なくするために1ストロークで10<math>\mu</math>l以内であること。</li> <li>5. 送液ユニットの許容最大圧力は44MPa以上であること。</li> <li>6. 送液ユニットはポンプヘッド内に気泡が混入した場合の圧力変動を検知し、オートバージによって気泡を排除する機能を有していること。</li> <li>7. 流路は2液混合高圧グラブメントが可能であること。</li> <li>8. 脱気ユニットの1流路あたりの容量は約400 <math>\mu</math>lであり、5液以上脱気可能であること。</li> <li>9. オートサンブラのキャリアオーバーは0.0025%以下 (指定条件下、リンス無し) であること。</li> <li>10. オートサンブラにはクーラー機能が備え付けられており、4<math>^{\circ}</math>C~45<math>^{\circ}</math>Cの範囲で温度設定可能なこと。</li> <li>11. 500<math>\mu</math>l以上の注入が可能でサンプリングを付属すること。</li> <li>12. カラムオーブンの制御方式は空気循環方式であること。</li> <li>13. カラムオーブンの温度制御範囲は室温 -10<math>^{\circ}</math>C~100<math>^{\circ}</math>Cの範囲を満たすこと。</li> <li>14. カラムオーブンの径は250 mmまでのカラム6本以上、または300mmまでのカラム3本以上収納可能なこと。</li> <li>15. カラムオーブン温度と連携した移動相流量制御を用いたカラム平衡化機能を有していること。</li> <li>16. 吸光度検出器を付属させること。</li> <li>17. 吸光度検出器は波長範囲190~700nmを満たしてること。</li> <li>18. 吸光度検出器は波長同時測定が可能であること。</li> <li>19. 吸光度検出器のノイズは1波長モードで4 <math>\mu</math>AU以下、2波長モードで10 <math>\mu</math>AU以下 (指定条件下) であること。</li> <li>20. 電気伝導度検出器を付属させること。</li> <li>21. 電気伝導度検出器にはオートゼロ機能とベースラインシフト機能を有すること。</li> <li>22. フラクシオンコレクタを付属させること。</li> <li>23. フラクシオンコレクタはインシヤルバメータモードとタイムプログラムモードの組合せによりフラクシオンモードを設定できること。</li> <li>24. 駆動方式は、アーム移動XY方式であること。</li> <li>25. 分画数60以上の専用ラックを有していること。</li> </ol> <p>(2) 制御解析用ワークステーション</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 分析/分取用高速液体クロマトグラフを制御するソフトウェアを備えたパソコンであり、データ取得、解析が可能であること。</li> <li>2. 制御/解析用ソフトウェアについては、完全日本語対応であること。</li> <li>3. パソコンのOSはWindows10 Pro 64bit又は同等品以上であること。</li> <li>4. CPUはIntel<sup>®</sup>Core<sup>™</sup> i5-10500 CPU (3.1GHz)以上、HDDは500GB以上、メモリは4GB以上であること。</li> <li>5. 液晶モニタは21.5インチ相当以上であること。</li> <li>6. A4カラーインクジェットプリンターを付属すること。</li> </ol>	実験室2

番号	機器番号	品名	数量	構成内容	必要仕様	設置部屋 実験室2
2	K7	タンパク質自動蒸留装置	1	ケルダール自動分解装置 (KTL20S) 酸ミスト中和装置 (TUR/K) ケルダール自動蒸留装置 (VAP500) パソコン(専用ソフトウェア組込)	ケルダール自動分解装置 (KTL20S) 1. 熱源がアルミプロペックレターターであること 2. ケルダールチューブを同時に20本セットして分解ができること 3. 様々なサンプルを測定して、分解チューブの容量を調整できること 4. 2段階以上の温度プログラム機能、各工程の分解時間を設定できる機能を有すること 5. 分解装置の制御部(温度コントローラー)は、ドラフト内の腐蝕ガスによる腐蝕を避けるために分解装置本体から取り外してドラフトチャンバー外に設置できること 6. オペレーターの電磁波との接触を極力避けるために、分解終了後は自動でチューブラックが自動リフトアップして放冷状態に移行する機能を有すること 7. 熱源の加熱防止機能として過昇温センサーを搭載していること 8. 装置本体の素材には、硫酸ガスからの劣化を防ぐために耐久性の高い素材を使用していること 9. 作業時間の効率化のためにアルミプロペックが自動的に加熱される時間をあらかじめ設定できる機能を有すること(プリヒート機能) 酸ミスト中和装置 (TUR/K) 10. ケルダール分解装置から発生する酸性ガスから除去及び中和を行える装置であること 11. ケルダール分解装置に接続して電源を供給できる装置であること 12. 装置内部の水槽容器に酸吸収用のアスヒレターターを搭載していること 13. 水槽への水の供給は、電源ON時のみ供給されるよう電磁弁で制御される機能を有すること 14. 水槽内に供給された水はオーバーフローにより、排水口へ流されるシステムであること 15. 装置本体の素材には、硫酸ガスからの劣化を防ぐために耐久性の高い素材を使用していること ケルダール自動蒸留装置 (VAP500) 16. ケルダール分析における自動蒸留装置であり、かつ装置内に測定装置が組み込まれていること 17. 各種分析に対応するため、蒸気発生装置は蒸気量可変タイプであること 18. サンプル蒸留部のケルダールチューブは、サンプル毎に異なるチューブを使用できるシステムであること 19. 蒸留時に使用する蒸気は蒸留装置内のボイラーから蒸留部に直接供給できるシステムであること 20. 蒸留部は安全カバーで全て覆われており、蒸留部の安全カバーが開いているときは蒸留機能が停止する機能を有し測定者の安全が十分に配慮されていること 21. 機器の蒸発苛化のため、耐腐蝕性及び耐酸/アルカリ等、各部に通じた材質を使用していること。特に強アルカリや蒸気で消耗の激しい蒸留ヘッド部は樹脂製であること。 22. 測定は毎分析前に校正が可能で可能な pH 測定方式であること 23. 蒸留液を迅速に測定するため、蒸留終了前より測定をスタートさせる機能 有すること パソコン(専用ソフトウェア組込) 24. 専用ソフトウェアは日本語表示であること 25. サンプル名、分析条件、試料重量の登録が行えること 26. 分析結果の確認ができること。また分析結果は必要な情報のみを確認できるように分析結果項目のフィルター機能を有すること その他 27. 急なトラブルに備え、迅速なアフターサービスが可能なメーカーの装置であること 28. 装置トラブル時に、代替装置の供給を行えるメーカーの装置であること 29. 装置の見学やアプリケーションの相談、またユーザーからの質問等に対応できるラゲがあるメーカーの装置であること	

番号	機器番号	品名	数量	構成内容	必要仕様	設置部屋
3	K8	超純水製造装置	1		<p>1. 水道水道結晶の1台の装置で超純水、超純水を製造できること</p> <p>2. システム内に搭載される全てのUVランプは水銀フリーであること</p> <p>3. 純水製造装置の製造能力は5L/時以上であること</p> <p>4. 純水製造部にはRO膜（逆浸透膜）が内蔵されており、冷水温度にも安定した純水製造を可能にする自動製造水量コントロール機能及び、供給水量を軽減する高RO膜からの排水再利用機能があること</p> <p>5. スケーリング防止機構を組み込んだ逆浸透イオン交換モジュール（EDI）を搭載し、イオン交換樹脂が交換不要であること、且つ逆浸透イオン交換モジュール（EDI）の前後に軟水化カートリッジ等での処理が不要なこと</p> <p>6. 純水システムの微生物管理は、純水製造本体の殺菌用UVランプだけでは無く、純水貯水タンクにも殺菌ユニットを設け、最適な微生物管理が可能なこと</p> <p>7. 純水貯水タンクは、実容量40L以上であること</p> <p>8. 純水貯水タンクには、空気中の有機物除去のための活性炭、二酸化炭素除去のためのメンブレンフィルタ、微粒子・微生物除去のための三層構造のエアイベントフィルタを装着可能なこと</p> <p>9. 純水用タンクには自動リンス機能、自動循環機能といった水質を維持する機能があること超純水の製造水質は、比抵抗値18.2MΩ・cm、TOC値5ppb以下であること</p> <p>10. 超純水装置の採水は、滴下から2L/分の8段階採水、定置採水、アシスト定置採水機能といった多彩な採水機能を有すること</p> <p>11. 採水台上部にタッチパネル式スクリーンを搭載していること</p> <p>12. 172nmの有機物酸化分解用UVランプを搭載し、低TOC値の超純水が採水可能なこと</p> <p>13. 試験成績証明書が添付されたTOC計を搭載していること</p> <p>14. 消耗品の在庫成績書を装置スクリーン上からダウンロード可能であること</p> <p>15. 最終フィルタには0.22μmのメンブレンフィルタを用いていること</p>	実験室2
4	K9	マイクロ波試料前処理装置	1		<p>1. 全容積の温度をリアルタイムで計測できること</p> <p>2. 温度は非接触センサーにより、非接触で計測できること</p> <p>3. 全容器について温度又は圧力の過剰な上昇を防止する制御ができること</p> <p>4. 最大圧力が40bar以上であること</p> <p>5. 最高温度が240℃以上であること</p> <p>6. 分解容器が20本以上同時に設置できること</p> <p>7. 装置本体にスターラーを標準で搭載し、攪拌機能を有すること</p> <p>8. 容器はPTFE-TFM製であること</p> <p>9. マグネトロンは1500W以上のものを搭載すること</p> <p>10. 装置本体インターフェースにタッチパネル式のディスプレイを有すること</p>	実験室2
5	K1001	製氷機	1		<p>1. フレータイプであること。</p> <p>2. 自動的に自然落下排水式で、氷が防水できること。</p> <p>3. 最大ストック量が約24kgであること。</p> <p>4. 単相100V電源</p> <p>5. 2次側取付工事を対応すること。（給排水1m以内）</p> <p>6. 外寸W600XD600XH800であること。</p>	実験室2
6	K1002	LC774A	1	<p>(1) 分析用高速液体クロマトグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムコントロール 1台</li> <li>・送液ポンプ 4台</li> <li>・低圧グラジェントユニット 1台</li> <li>・脱気ユニット 2台</li> <li>・オートサンブラ 1台</li> <li>・カラムオーブン 1台</li> <li>・フォトダイオードアレイ紫外可検出器 1台</li> <li>・示差屈折計検出器 1台</li> <li>・分光蛍光検出器 1台</li> <li>・蒸発光散乱検出器 1台</li> <li>・窒素ガス発生装置 1台</li> </ul> <p>(2) 制御解析用ワークステーション</p>	<p>(1) 分析用高速液体クロマトグラフ</p> <p>1. システムコントロールは最大8ユニット以上制御可能であること。</p> <p>2. 送液ポンプの送液方法は駆動を最小限におさえるために並列ダブルプランジャー方式であること。</p> <p>3. 流量の厳密制御が必要なため、流量設定範囲は0.0001~10.0000ml/minの範囲で設定できること。</p> <p>4. プランジャ容量は脈流を少なくするためにストロークで10μL以内であること。</p> <p>5. 送液ユニットの許容最大圧力は4MPa以上であること。</p> <p>6. 送液ユニットはポンプヘッド内に気泡が混入した場合の圧力変動を検知し、オートバージによって気泡を排除する機能を有していること。</p> <p>7. 送液ポンプの内1台は低圧グラジェント混合が可能であること。</p> <p>8. 脱気ユニットの1流路あたりの容量は約400μLであり、1台で5液以上脱気可能であること。</p> <p>9. オートサンブラは全量材料注入方式で注入量設定範囲は0.1~100μLの範囲で設定が可能であること。</p> <p>10. オートサンブラのキャリアオーバーは0.0025%以下（指定条件下、リンス無し）であること。</p> <p>11. オートサンブラにはクーラー機能が備え付けられており、4℃~45℃の範囲で温度設定可能なこと。</p> <p>12. カラムオーブンの制御方式は空気循環方式であること。</p> <p>13. カラムオーブンの温度制御範囲は室温-10℃~100℃の範囲を満たすこと。</p> <p>14. カラムオーブンは長さ250mmまでのカラム6本以上取付、自動切り替えができること。 *FCV</p> <p>15. カラムオーブン温度と連携した移動相流量制御を用いたカラム平衡化機能を有していること。</p>	実験室2

番号	機器番号	品名	数量	構成内容	必要仕様	設置部屋
7	S505	ロータースピート ミル	1	-	<p>16. フォトダイオードアレイ検出器は、光源ランプ、分光器、セルの三重遮蔽が採用されていること。</p> <p>17. フォトダイオードアレイ検出器の直線性は2.5AU(指定条件下)であること。</p> <p>18. 示差屈折率検出器はドリフトが1×10<sup>-7</sup> RIU/h以下であること。</p> <p>19. 示差屈折率検出器はセル径および光学全体の二重遮蔽が採用されていること。</p> <p>20. 分光蛍光検出器の波長範囲は200～650nmの範囲を満たし、4波長以上の同時測定が可能であること。</p> <p>21. 蒸発光散乱検出器の光源には半導体レーザーを使用していること。</p> <p>22. 蒸発光散乱検出器は装置制御用コンピュータで分析条件を設定し、ポンプ、オートサンブラ、カラムオーブン等の条件と共に一元化して情報管理できること。</p> <p>23. 蒸発光散乱検出器はダイナミックレンジ拡張機能により、最大5桁以上のダイナミックレンジを有すること。</p> <p>24. 純度は99%以上、窒素圧力は0.5MPa以上、最大流量5 L/min以上が供給可能な窒素ガス発生装置を付属すること。</p> <p>(2) 制御操作用ワークステーション</p> <p>1. 分析/採取用高速液体クロマトグラフを制御するソフトウェアを備えたパソコンであり、データ取得、解析が可能であること。</p> <p>2. 制御/解析用ソフトウェアについては、完全日本語対応であること。</p> <p>3. MCR-ALS法を用いたピークデコンボリューション機能を有していること。</p> <p>4. パソコンのOSはWindows10 Pro 64bit又は同等品以上であること。</p> <p>5. CPUはIntel®Core™ i5-10500 CPU (3.1GHz)以上、HDDは500GB以上、メモリは4GB以上であること。</p> <p>6. 液晶モニターは21.5インチ相当以上であること。</p> <p>7. A4カラートンタジェットプリンターを付属すること。</p> <p>8. 既設装置のデータの解析を行うことができること。</p>	実験室2
8	S506	水分測定装置	1	-	<p>1. 本体寸法W 350×D500×H 500mm以内、本体重量が25kg以内の粉砕機であること。</p> <p>2. 電圧は100-120V/200-240V (50/60Hz) の電圧を選択可能なこと。</p> <p>3. 回転数は6,000-20,000rpmまで設定でき、1,000rpmごとの可変設定可能なこと。</p> <p>4. タイマーとスピード (回転数・rpm) はデジタル表示なこと。</p> <p>5. 粉砕時には本体が開かない構造なこと。(安全機構)</p> <p>6. 装置作業中は背面にあるファンなどにて本体内部を空冷し、スパージフィルターなどにて埃等の外部からの侵入も防ぐ構造なこと。</p> <p>7. 工具を用いなくても変皿等脱着可能なため試料の回収、洗浄等容易なこと。</p> <p>8. 多数のサンプルを処理する必要があるため1時間あたり最大5L程 (試料により異なる) の処理が可能なこと。また最大4L程の粉砕に対応した収集袋の用意が可能なこと。(オプション)</p> <p>9. 液体窒素・ドライアイス等を使用した粉砕が可能なこと。(オプション)</p> <p>10. 鉄系のコンタミを防ぐ為の純チタン製ローター・胴及びテフロンコーティングされた変皿・蓋などステンレス以外の他材質の用意も可能なこと。(オプション)</p> <p>11. また粉砕中のサンプル&amp;装置内部の発熱やこびりつきを軽減することが可能 (オプション)、油分の多い試料や水分を含んだ試料の最適な粉砕も可能なこと。(オプション)</p> <p>12. 本体のゴム足により、装置の微振動や粉砕中の振動を軽減可能なこと。</p> <p>(1) カールフィッシャー水分計</p> <p>1. カールフィッシャー水分計は容量法が使用可能であること</p> <p>2. カールフィッシャー水分計本体をタッチパネルで制御可能なこと</p> <p>3. タッチパネル部分はカラー表示であること</p> <p>4. プリンタまたはUSBへ測定結果を出力可能なこと</p> <p>5. シリンダーは10mLでISO/EN/DIN規格8655-3の必要条件を満たすこと</p> <p>6. シリンダーの吐出/充填速度は0.01～30.00mL/minの範囲をカバーすること</p> <p>(2) 酸化装置</p> <p>1. 酸化装置はアルミプロテクトヒーター及び冷却ファンにより温度制御を行い、昇温速度15°C/min(80-180°C)、降温速度9°C/min(80-180°C)で制御可能なこと</p> <p>2. 加熱部分の温度精度は±3°C以内であること</p> <p>3. 酸化装置はキャリアガスとしてN2ガスまたはエアータンクを使用できること</p> <p>4. 酸化法はバイアルびん方式を使用すること</p> <p>5. 酸化装置で使用するバイアルびんはセプトラムキャップ付きで密閉が可能なこと</p> <p>6. サンプル容器への導入経路に細菌防止のヒーター付きチューブを使用すること</p>	実験室2

適合証明書 (実録書 2)

社名: \_\_\_\_\_

事業者及び担当者氏名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

番号	品名	数量	構造内容	必要仕様	仕様事項	適合
1	LCシステム	1	(1)分析/分取用無蒸気クロマトグラフ ・システムコントローラ 1台 ・溶液ポンプ 2台 ・脱気ユニット 1台 ・脱気ユニット 1台 ・オートサンプラ 1台 ・カラムオーブン 1台 ・検出器 (電気伝導度検出器) 1台 ・検出器 (電気伝導度検出器) 1台 ・検出器 (電気伝導度検出器) 1台 (2)制御用ワークステーション	(1) 分析/分取用無蒸気クロマトグラフ 1. システムコントローラは最大ユニット以上制御可能であること。 2. 溶液ポンプの溶液方法は脈動は最小限におさるために連続ゲルグラブプログラム方式であること。 3. 流量の制御精度は必要最小限、流量設定範囲は0.0001~10.0000ml/minの範囲で設定できること。 4. プランジャ等量は脈流を少なくするためにストローークで10μl以内であること。 5. 溶液ユニットは新着購入品であること。 6. 溶液ユニットはポンプヘッド内に薬液が溜り込んだ場合に圧力変動を抑制し、オートパージによって薬液を排除する機能を有していること。 7. 脱気ユニットは脱気圧が0.1MPa以下で設定可能であること。 8. 脱気ユニットの流量あたりの容量は400μl以上であり、5液以上脱気可能であること。 9. オートサンプラのキャリバーは0.0005以下(指定条件下、リンス無し)であること。 10. オートサンプラのキャリバーは0.0005以下(指定条件下、リンス無し)であること。 11. 500μl以上の容量は10個以上キャリバーが導入可能であること。 12. カラムオーブンの温度制御は脱気管理方式であること。 13. カラムオーブンの温度制御範囲は室温~100℃~100℃の範囲を有すること。 14. カラムオーブンの温度は250mmまでのカラム6本以上、または300mmまでのカラム3本以上同時制御可能であること。 15. カラムオーブンの温度と連続した移動相流量制御を用いたカラム平衡化機能を有していること。 16. 吸光度検出器を付属させること。 17. 吸光度検出器は波長範囲190~700nmを有すること。 18. 吸光度検出器は2波長同時測定が可能であること。 19. 電気伝導度検出器のノイズは波長モードで4μA以下、2波長モードで10μA以下(指定条件下)であること。 20. 電気伝導度検出器を付属させること。 21. 電気伝導度検出器の感度は0.01μS/cm以上であること。 22. フラクションコレクターは容量式またはペーパースライインシフト機能を有すること。 23. フラクションコレクターは容量式またはペーパースライインシフト機能を有すること。 24. 駆動方式は、アーム移動方式であること。 25. 分画数は60以上の専用ラックを有していること。 (2) 制御用ワークステーション 1. 分析/分取用無蒸気クロマトグラフを制御するソフトウェアを構築したパソコンであり、データ取得、解析が可能であること。 2. パソコンのOSはWindows10 Pro 64bit版は同等品以上であること。 3. CPUはIntel i5-10500 CPU (3.1GHz)以上、メモリは4GB以上であること。 4. 装置モニターは21.5インチ相当以上であること。 5. 4Kカラーインクジェットプリンターを付属すること。	左記の仕様書の要求事項をすべて満たすこと。 (分析/分取用無蒸気クロマトグラフ) 等を添付すること。	適合
2	タンク資自動蒸留装置	1	ケルダール自動分取装置 (VL20S) ・タンク資自動蒸留装置 (UR/A) ・ケルダール自動分取装置 (VF500) ・パソコン(専用ソフトウェア組込)	ケルダール自動分取装置 (VL20S) 1. 熱源がアルミ製タンクであること。 2. ケルダール自動分取装置は20本セット以上の分取が可能であること。 3. 蒸気発生装置はタンクを加熱して、分取ユニットの分取を可能にすること。 4. 2液以上の分取が可能で、分取ユニットの分取を可能にすること。 5. 分取装置の制御部(温度コントローラ)は、ドラフト内の温度を感知するために分取装置本体から取り外してドラフトチャンバー内に設置できること。 6. オペレーターは分取装置の温度を感知するために、分取装置本体から取り外してドラフトチャンバー内に設置できること。 7. 熱源の加熱防止機能として温度センサーを搭載していること。 8. 装置本体の素材には、分取装置からの発生を防ぐために耐久性の高い素材を使用していること。 9. 作業時間の効率化のためにアルミ製ラックが自動的に加熱される時間をあらかじめ設定できる機能を有すること(プリヒート機能)	左記の仕様書の要求事項をすべて満たすこと。 (ケルダール自動分取装置) 等を添付すること。	適合

番号	機番	品名	数量	備内	必要仕様	証明内容	備考
3	K6	超純水装置	1		<p>1. 水道水理型の1台の設置で精水、超純水を製造できること。</p> <p>2. システム内に搭載される全てのUVランプは水銀フリーであること。</p> <p>3. 純水製造装置の製造能力は5L/分以上であること。</p> <p>4. 純水製造時には阻菌(逆浸透膜)が内蔵されており、低水運時にも安定した純水製造を可能にする自動製造流量コントロール機能及び、供給水量を軽減する為10L/分からの排水再利用機能があること。</p> <p>5. 1分間排水量抑制機能(逆浸透膜)が内蔵されており、低水運時にも安定した純水製造を可能にする自動製造流量コントロール機能及び、供給水量を軽減する為10L/分からの排水再利用機能があること。</p> <p>6. 1分間排水量抑制機能(逆浸透膜)が内蔵されており、低水運時にも安定した純水製造を可能にする自動製造流量コントロール機能及び、供給水量を軽減する為10L/分からの排水再利用機能があること。</p> <p>7. 純水貯水タンクは、実容量40L以上であること。</p> <p>8. 純水貯水タンクには、空気中の有機物除去のための活性炭、二酸化炭素除去のためのメンブレンフィルターを用いた三層構造のエアイベントフィルターを装着可能であること。</p> <p>9. 純水貯水タンクには自動リンス機能、自動噴霧機能といった水洗を維持する機能があること。超純水の製造水质は、比抵抗値18.2MΩ・cm、TOC値5ppb以下であること。</p> <p>10. 超純水装置の排水は、下水道から2分間の排水後、定置排水、アシスト定置排水機能をいった多様な排水機能を持つこと。</p> <p>11. 排水台上部にタッチパネル式スクリーンを搭載していること。</p> <p>12. 12mmの有機物炭素化分解用UVランプを搭載し、低100ppmの超純水が保水可能なこと。</p> <p>13. 超純水の製造装置の製造能力は5L/分以上であること。</p> <p>14. 超純水の製造装置の製造能力は5L/分以上であること。</p> <p>15. 最終フィルターには、2分間のメンブレンフィルターを用いていること。</p>	<p>上記の仕様の異なる機種を2台を製造出来ること。</p> <p>(カクタログ、構成図、受託者が提案する構成図)等を添付すること。</p>	
4	K9	マイクログラム検出装置	1		<p>1. 全装置の温度をリアルタイムで計測できること。</p> <p>2. 温度は送外機と同一レベルにより、非溶媒で計測できること。</p> <p>3. 全装置について温度又は圧力の過熱や上昇を防止する制御ができること。</p> <p>4. 最大圧力が40bar以上であること。</p> <p>5. 最高温度が90℃以上であること。</p> <p>6. 分解速度が20分以内同時設置できること。</p> <p>7. 装置本体にスクリーンを維持させる機能を持つこと。</p> <p>8. 密閉はPTFE-IPN製であること。</p> <p>9. マウントは150mm以上のものを搭載すること。</p> <p>10. 装置本体インターフェースにタッチパネル式のディスプレイを有すること。</p>	<p>上記の仕様の異なる機種を2台を製造出来ること。</p> <p>(カクタログ、構成図、受託者が提案する構成図)等を添付すること。</p>	
5	K1001	製氷機	1		<p>1. フレージタイプであること。</p> <p>2. 自動的に自然落下排水式で、氷が貯水できること。</p> <p>3. 最大ストック量が約24kgであること。</p> <p>4. 単相100V電源。</p> <p>5. 2次側取付工事を対応すること。(給排水(水)以内)</p> <p>6. 外寸W600xD600xH600であること。</p>	<p>上記の仕様の異なる機種を2台を製造出来ること。</p> <p>(カクタログ、構成図、受託者が提案する構成図)等を添付すること。</p>	
6	K1002	LS/AFA	1	<p>(1)分析用高純度液体クロマトグラフ</p> <p>・システムコントロール</p> <p>・溶液ポンプ</p> <p>・検出器</p> <p>・温度コントローラ</p> <p>・オートサンプリング</p> <p>・インジェクション</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>(2)制御用ソフトウェア</p>	<p>(1)分析用高純度液体クロマトグラフ</p> <p>・システムコントロール</p> <p>・溶液ポンプ</p> <p>・検出器</p> <p>・温度コントローラ</p> <p>・オートサンプリング</p> <p>・インジェクション</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p> <p>・溶剤回収装置</p>	<p>1台</p> <p>4台</p> <p>1台</p> <p>2台</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>1台</p>	



番号	機種番号	品名	数量	補修内容	必要仕様	項目写真	証明内容	備考
7	S505	ロータースピード ミル	1		<p>1. 本体寸法W 350×D500×H 500mm以内、本体量が25kg以内の粉砕機であること。  2. 電圧は100-120V/200-240V (50/60Hz) の電圧を運転可能なこと。  3. 回転数は6,000-20,000rpmまで設定でき、1,000rpmごとの可変設定可能なこと。  4. タイマーとスピード (回転数、rpm) はデジタル表示なこと。  5. 粉砕時には本体が閉かない構造なこと。(安全機構)  6. 作業作業中は背面にあるファンなどにて本体内部を冷却し、スポンジフィルターなどにて本体内部を吸出し、洗浄等容易なこと。  7. 工具を用いなくても空気を吸引可能なため1時間あたり最大1kg (原料により異なる) の処理が可能なこと。また最大4L程度の粉砕に対応した取壊しの用意が可能なこと。(オプション)  8. 多量のサンプルを処理する必要があるため1時間あたり最大1kg (原料により異なる) の処理が可能なこと。  9. 液体(薬液、トリライアイズ等) を使用した粉砕が可能なこと。(オプション)  10. 粉砕のコンタミを防止するための袖子タンクローター、駆動ベルトフロンコーティング付きタンクローター、駆動ベルトフロンコーティング付きタンクローター、油分の多い原料や水分を含んだ原料の最適な処理も可能なこと。(オプション)  11. また粉砕中のサンプルと装置内部の乾燥やこびりつきを軽減することが可能(オプション)。  12. 本体のゴム足により、装置の微振動や粉砕中の騒音を軽減可能なこと。</p>	<p>上記の仕様書の写真  本体写真  運転開始前写真  (カッター、構成  図、受託者が提案  する構図等) 等を  添付すること。</p>		
8	S505	水分測定装置	1		<p>(1) カールフィッシュャー水分計  1. カールフィッシュャー水分計は管理法が使用可能なこと。  2. カールフィッシュャー水分計本体をタッチパネルで制御可能なこと  3. タッチパネル部分はカラー表示であること  4. プリンタまたはUSB測定結果を出力可能なこと  5. シリンダーは0mlで180/日/日N 規格865-30の必要条件を満たすこと  6. シリンダーの吐出/充填速度は0.01~30.00ml/minの範囲をカバーすること  (2) 気化装置  1. 気化装置はアルミプロックヒーター及び冷却ファンにより温度制御を行い、昇温温度(5℃/min (80-180℃)、降温0℃/min (80-180℃)) で制御可能なこと  2. 加熱装置の温度制御は±0.1℃以内であること  3. 気化装置はキャリアガスとしてN<sub>2</sub>ガスまたはエアを使用可能なこと  4. 気化装置はバイアルびん形式を使用可能なこと  5. 気化装置で使用するバイアルびんはセプトラムキャップ付きで密閉が可能なこと  6. サンプル容器への導入経路に経路防止のヒーター付きチューブを使用可能なこと</p>	<p>上記の仕様書の写真  本体写真  運転開始前写真  (カッター、構成  図、受託者が提案  する構図等) 等を  添付すること。</p>		



# 物品購入契約書

1. 品名 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式
2. 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17  
健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所 実験室2 (2F)
3. 納入期限 令和5年3月10日
4. 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 を甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約及び仕様書の定める条件に従い、乙は甲の発注した物品を甲の指定する期限内に、頭書に定めた金額をもって納入しなければならない。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第3条 契約金額は、運賃及びその他の諸経費を含むものとする。

(検査の立会および引き渡し)

第4条 乙が契約物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上検査を完了しなければならない。

3 当該物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査を合格した時点をもって、乙から当該物品の引渡しを受けるものとする。また、当該物品の引渡しとともにその所有権を乙から甲に移転するものとする。

(不合格品の引き取り)

第5条 検査の結果、不合格品となったものは、甲の指定した期限内に乙は速やかにこれを引き取るものとする。もし、引き取らない場合は、甲は当該物品を適切に処分することができ、保管の責を負わないものとする。この場合、これらに要する費用は乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第6条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品の納入を完了することが出来ない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに検査を合格し引き渡しを完了した物品に相応する契約代金を控除した額に対して、遅滞日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収するものとする。

(納期の変更請求)

第7条 天災地変、その他正当な事由によって納期限内に契約物品を納入し難いときは、乙はその事由を詳記して、納入の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を正当と認めるときは、前条の損害金を免除することができる。

(危険負担)

第8条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は当該部分について、契約物品の引き渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

(契約代金の請求及び支払)

第9条 乙は、第4条第2項の検査に合格し、引き渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)第8条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第13条 甲が、第11条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けた

ときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第24条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下、「不適合」という。）は発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第562条第1項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第25条 甲乙間に問題又は、疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔

乙



番号	機器番号 (K)	品名	数量	単価	金額
1	K6	LCシステム	1		0
2	K7	タンパク質自動蒸留装置	1		0
3	K8	超純水製造装置	1		0
4	K9	マイクロ波試料前処理装置	1		0
5	K1001	製氷機	1		0
6	K1002	LCシステム	1		0
7	S505	ロータースピードミル	1		0
8	S506	水分測定装置	1		0
合計			一式		0



# 質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、**質疑の有無にかかわらず**、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限:** 令和4年9月8日(木) 17時00分

**提出先メールアドレス:** 総務部健康研会計課 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

## ご担当者連絡先

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2 配置機器購入設置一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限：**令和4年9月8日（木）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健栄研会計課 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書 (2 種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 仕様書 6 の適合証明書
- 5 アフターサービス・メンテナンス体制証明書
- 6 その他参考資料  
会社履歴書等
- 7 提出部数 各 1 部
- 8 提出期限 令和 4 年 9 月 2 0 日 (火) 1 7 時 0 0 分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住所)

\_\_\_\_\_

(名称)

\_\_\_\_\_

(代表者)

\_\_\_\_\_ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## アフターサービス・メンテナンス体制証明書

弊社は、弊社取扱いの「国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2 配置機器購入設置一式」のサービス体制に関して、下記の通りのアフターサービス・メンテナンス体制を整えており、日常のご使用に支障の無いよう、迅速に対応できる体制を整えていることを証明致します。

記

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

↓

【販売（代理）店】 商号又は名称

住所、TEL、部署名

※別添1のとおり

↓

【製造会社】 商号又は名称

住所、TEL、部署名

※別添1のとおり

以上、通常・緊急時の連絡先

住 所

商号又は名称  
及び代表者氏名

印







# 入札書

件名 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式

金 \_\_\_\_\_ 円也

(内訳は別紙のとおり)

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

# 入 札 書

1. 入 札 件 名           ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額       ¥ \_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札  
します。

令和    年    月    日

(競争参加者)

住 所   【記載要領】(2)及び  
         (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

番号	機器番号 (K)	品名	数量	単価	金額
1	K6	LCシステム	1		
2	K7	タンパク質自動蒸留装置	1		
3	K8	超純水製造装置	1		
4	K9	マイクロ波試料前処理装置	1		
5	K1001	製氷機	1		
6	K1002	LCシステム	1		
7	S505	ロータースピードミル	1		
8	S506	水分測定装置	1		
合計			一式		





【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」	
(競争参加者)	
住 所	大阪市○○○○○○○○
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店
	代表取締役 △△ △△
代 理 人	○○ ○○ 印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」	
(競争参加者)	
住 所	東京都○○○○○○○○
氏 名	株式会社 □□□□
	代表取締役 △△ △△
復代理人	○○ ○○ 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

契約担当役

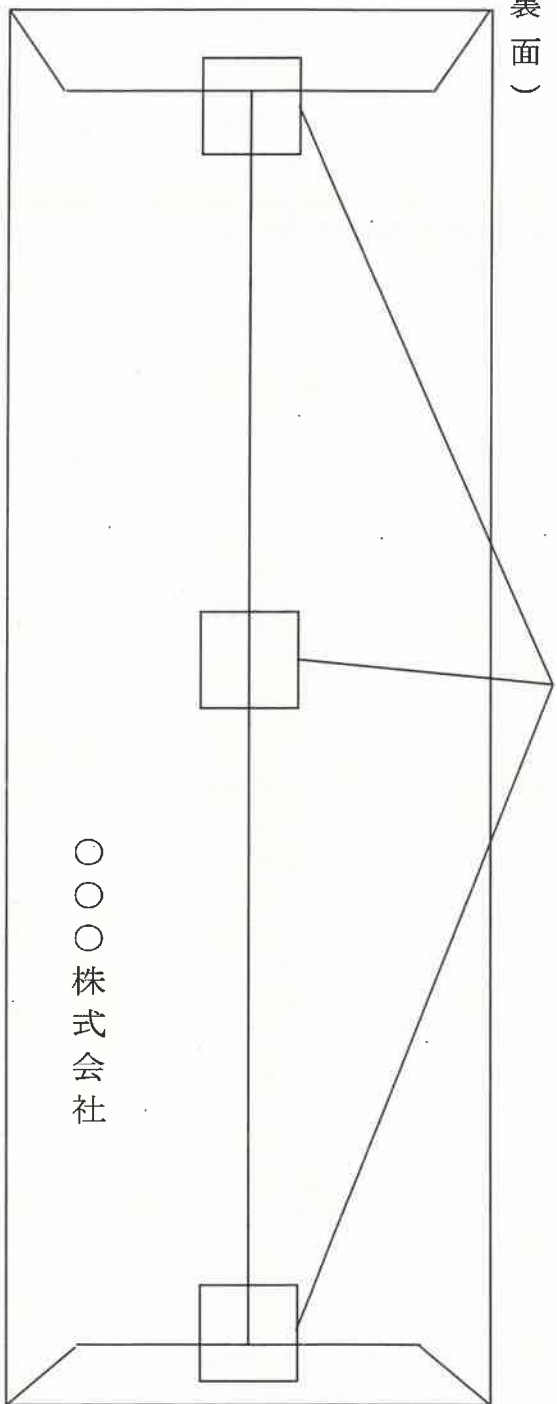
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



# 入札辞退届

件名： 国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2 配置機器購入設置一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

## 記

### 委任事項

令和4年9月29日開札 件名「国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置  
機器購入設置一式」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名 印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関するを含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。  
【工事契約以外の場合は除く】  
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2配置機器購入設置一式

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 総務部健康栄研会計課

提出先メールアドレス [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年9月8日（木）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年9月20日（火）17時00分まで  
入札書 : 令和4年9月28日（水）17時00分まで  
開札日の日時 : 令和4年9月29日（木）10時30分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	国立健康・栄養研究所移転に伴う実験室2 配置機器購入設置一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____ )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____ ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____ ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。